

# ～「介護休業取得」の 判断基準が緩和へ～

川東社会保険労務士事務所・KCサポート株式会社

## ＝季節のコラム＝

いよいよ4年に一度の夏季オリンピックが、ブラジルで開催されますね。

開催都市リオデジャネイロは、サンパウロに次ぐブラジル第2位の都市ですが、1960年にブラジルに遷都するまでは首都であったため、観光名所が多くあります。その中でもコルコバードのキリスト像は、リオデジャネイロのシンボルですね。

ブラジル独立100周年を記念して建設されたこの像は、1931年に完成しました。高さが39.6メートルあり、中は150人程が入れる礼拝堂になっています。

キリスト像に見守られて、アスリートたちが活躍するのを、楽しみたいですね。

(事務局:鹿島)

## ★ご案内★

人事労務等のご相談がありましたら、お気軽にお問い合わせください。

☎ 06-6941-7113  
fax 06-6941-7114

営業時間  
9:00～18:00  
土日祝休み

## 1、「仕事と介護の両立」問題

最近テレビなどで、「介護離職」という言葉を聞く機会が増えてきました。

現行の介護休業制度は、家族を介護している労働者が最長93日間取得することができ、その間、介護休業給付として休業前賃金の40%相当額を受け取ることができる、というものです。

要件を満たせば非正規労働者も取得できますが、取得割合は約16%にとどまり、年間約10万人が「介護離職」をしていると言われ、制度が十分に機能していないのが現実です。

そのため、以下のような法改正を実施

## 2、社内の整備は？

1で記載したとおり、介護休業制度については来年1月1日から施行される改正法の影響もあり、企業は就業規則や育児・介護休業規程の見直しが必要となります。

また、取得基準の緩和により、取得の可否に関する相談や取得希望者が増えることが予想されますので、情報提供や相談対応ができるようにしておく必要があります。離職者が出て、新しい人を採用するよりも、休業後の慣れた人に復帰してもらえの方が、会社も助かります。

2016年中の対応が求められる事項ですので、漏れのない準備を進めましょう。

することとなりました。(来年1月1日からとなります。)

主な改正点は、

(1)最大3分割で取得可能(通算日数の上限は93日)

(2)祖父母や兄弟姉妹のための介護休業の同居要件を廃止

(3)介護休業給付金の支給率を67%にアップ となります。

また厚生労働省は、介護休業の取得基準を緩和する方針も決定しています。



## 3、夏季休暇のお知らせ

アツという間に8月ですね。

夏季休暇のお知らせです。

8月11日(木)～8月15日(月)

までとさせていただきます。

ご迷惑をおかけしますが、

どうぞよろしくお願い致します。



## ★事務所・所長の近況★

<7月>

・年度更新も完了し、算定基礎を行っていた時に、トラブル発生！何とエアコンが故障してしまいました。結局新しいのに取り換えることになったのですが、業者さんが来るのが1週間後ということになり、蒸し風呂状態で1週間を過ごしました。さすがにスタッフも私も調子が悪かったです。

・「文明の利器、エアコンって、すごいなー！！」と改めて感じました。今の世の中、エアコンがないと生活できないですね。ちなみに今は快適に仕事をしています。

※ 当事務所が保有する個人情報、当事務所が販促サービスでの利用を目的とし、その他には個人情報を利用いたしません。今後このようなサービス(DM等)が不要な場合には、お手数ですが、当事務所までご連絡下さいませ、お願い致します。

## ★ 所長(かわひがし)プロフィール ★

大阪府守口市出身。生粋の大阪人です。

年齢はナイショですが、機動戦士ガンダムの世代(ファースト)です。(大体分かりますね)

前職は、病院で臨床検査技師を10数年しており、途中で社会保険労務士をめざし、勉強してやっと資格をとりました。

事務所を守口市に構えてから、1年後には、大阪市中央区に移転し、現在の事務所に4年ほど前に移っております。

独立してからは10年以上になりましたが、少しは貫禄(?)がでてきてもいいのと思う今日この頃です。(まだまだですが)

これからも、皆様のご相談に親身に乘らせていただきたいと思っています。よろしくお願いいたします。

## 事務所へのアクセス



天満橋(地下鉄谷町線・京阪線)より徒歩6分

〒540-0036

大阪市中央区船越町2-1-5 吉見ビル2F

併設 KCサポート株式会社